

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(許可条件の具体的内容)</p> <p>第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(以下「一部事務組合」という。)が定める受入基準に従って搬入しなければならない。</p> <p>2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第3号の市長の指示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 搬入時に必ず搬入許可証を携帯し、本市職員又は一部事務組合職員の請求があれば提示すること。</p> <p>(9) - (11) (略)</p> <p>(12) 承認車両以外の車両により処理施設に搬入するときは、許可業者名等所定の表示をすること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) 無蓋車は、完全にシートをかけること。</p> <p>(新設)</p> <p>(15) 処理施設内では、徐行運転をすること。</p> <p>(16) 資源ごみ及び容器包装プラスチックごみの専用コンテナ等には、投入を認めた廃棄物以外の廃棄物を投入しないこと。</p> <p>(17) 本市が実施するコンテナ対策に関する指示に従うこと。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(許可条件の具体的内容)</p> <p>第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(以下「一部事務組合」という。)が定める受入基準に従って搬入しなければならない。</p> <p>2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 搬入時に必ず搬入許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。</p> <p>(9) - (11) (略)</p> <p>(12) 承認車両以外の車両により処理施設に搬入するときは、許可業者名及び許可番号の表示をすること。</p> <p>(13) (略)</p> <p><u>(14) 承認車両には、ドライブレコーダー(当該車両の走行情報を内蔵する記憶媒体に記録する機器をいう。)等を設置し、車両前方の走行情報を記録のうえ、1週間分の情報を保存すること。また、市長が交通事故及び市民広聴対応等に必要があると認める場合は、ドライブレコーダー等により記録した映像その他の走行情報を本市職員に閲覧させるとともに、必要に応じて当該走行情報を担当課に提出すること。</u></p> <p><u>(15) 塵芥車は、後部投入口をスライドゲート等により閉口が可能な状態に整備し、走行中は閉口すること。</u></p> <p>(16) 無蓋車は、完全にシートをかけること。</p> <p><u>(17) ごみ収集時に使用する車両のステップ等に乗車する設備外乗車(ステップ乗車等)をしないこと。</u></p> <p>(18) 処理施設内では、徐行運転をすること。</p> <p><u>(19) 資源ごみ及び容器包装プラスチックごみの専用コンテナ等には、投入を認めた廃棄物以外の廃棄物を投入しないこと。</u></p> <p><u>(20) 本市が実施するコンテナ対策に関する指示に従うこと。</u></p>

<p>(18) 上記に定めるもの以外で、処理施設への搬入に際し本市職員又は一部事務組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。</p> <p>3 規則第 16 条第 6 号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>第 3 条 - 第 5 条 (略)</p>	<p>(21) 上記に定めるもの以外で、処理施設への搬入に際し本市職員又は一部事務組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。</p> <p>3 規則第 16 条第 6 号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>第 3 条 - 第 5 条 (略)</p>
---	---

別表 1

<p>第 1 類から第 3 類 省略</p> <p>第 4 類</p> <p>第 2 条 第 1 項違反 (搬入基準違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 5 号違反 (二度計量違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 6 号違反 (搬入票の譲渡・譲受)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 7 号違反 (搬入票の改ざん・虚偽記入使用)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 10 号違反 (過積載) (新設)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 17 号違反 (コンテナ対策指示違反)</p> <p>第 5 類</p> <p>第 2 条第 2 項第 3 号違反 (搬入票記載事項厳守違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 4 号違反 (搬入経路指定違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 8 号違反 (搬入許可証不携行)</p> <p>第 2 条第 2 項第 11 号違反 (収集車両等への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条第 2 項第 12 号違反 (臨時使用車両への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条第 2 項第 13 号違反 (自動車登録番号票の隠ぺい) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 条第 2 項第 14 号違反 (無蓋車への完全シート掛け未実施)</p>	<p>第 1 類から第 3 類 省略</p> <p>第 4 類</p> <p>第 2 条 第 1 項違反 (搬入基準違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 5 号違反 (二度計量違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 6 号違反 (搬入票の譲渡・譲受)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 7 号違反 (搬入票の改ざん・虚偽記入使用)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 10 号違反 (過積載)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 17 号違反 (ステップ乗車等)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 20 号違反 (コンテナ対策指示違反)</p> <p>第 5 類</p> <p>第 2 条第 2 項第 3 号違反 (搬入票記載事項厳守違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 4 号違反 (搬入経路指定違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 8 号違反 (搬入許可証非掲示)</p> <p>第 2 条第 2 項第 11 号違反 (収集車両等への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条第 2 項第 12 号違反 (臨時使用車両への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条第 2 項第 13 号違反 (自動車登録番号票の隠ぺい)</p> <p>第 2 条第 2 項第 14 号違反 (ドライブレコーダー等の未設置及び情報の不提出)</p> <p>第 2 条第 2 項第 15 号違反 (スライドゲート等の未閉口)</p> <p>第 2 条第 2 項第 16 号違反 (無蓋車への完全シート掛け未実施)</p>
---	---

<p>第 2 条第 2 項第 15 号違反 (処理施設内徐行運転違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 16 号違反 (資源・紙ごみコンテナ不適正搬入)</p> <p>第 2 条第 2 項第 18 号違反 (本市職員及び一部事務組合職員指示厳守違反)</p> <p>第 2 条第 3 項第 3 号に該当し、督促状の発送に至った場合 その他の許可条件違反</p>	<p>第 2 条第 2 項第 18 号違反 (処理施設内徐行運転違反)</p> <p>第 2 条第 2 項第 19 号違反 (資源・紙ごみコンテナ不適正搬入)</p> <p>第 2 条第 2 項第 21 号違反 (本市職員及び一部事務組合職員指示厳守違反)</p> <p>第 2 条第 3 項第 3 号に該当し、督促状の発送に至った場合 その他の許可条件</p>
---	---

別表 2 省略

別表 3 省略

別表 4 省略

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。